

健全化判断比率の公表について

「[地方公共団体の財政の健全化に関する法律](#)」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化と財政の再生、また公営企業の経営の健全化を図るための行政上の措置を講ずることによって、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

法の規定により令和6年度決算に基づく利尻町の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

1. 健全化判断比率

(単位：％)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	14.1	25.0	35.0
将来負担比率	81.8	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はゼロ又はマイナスは「—」表示となります。

※ 国が法律で定めた率は、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」です。

健全化判断比率のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図ることとなり、また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定め財政の再生を図ることになります。令和6年度決算では全ての比率が基準を下回っており、今後も引き続き公債費負担適正化計画等に基づいた財政運営に努め、健全化判断比率が健全な状況となるよう努めてまいります。

2. 公営企業の資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
利尻町砕石事業会計	—	20.0
利尻町簡易水道特別会計	—	20.0
利尻町下水道事業特別会計	—	20.0
利尻町漁業集落排水施設事業特別会計	—	20.0
利尻町宿泊施設特別会計	—	20.0
利尻町港湾事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額がないかマイナスの場合「—」表示となります。

※ 国が法律で定めた率は、「経営健全化基準」です。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなります。

令和6年度決算に基づく資金不足比率は、全公営企業会計で資金不足額がないため、比率の算定はありませんでした。今後も引き続き経営の健全化を図り、資金不足を生じないように努めてまいります。

3. 用語

健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率に用いられている用語の意味は次のとおりです。

実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

一般会計の実質収支が赤字となった場合に、赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

利尻町の全会計の実質収支の赤字額の合計（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

一般会計が負担した実質的な公債費等（公営企業、一部事務組合等に繰り出した繰出金、負担金のうち公債費の償還に充てられたと認められる額を含む）の標準財政規模に対する比率

将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

一般会計が負担すべき将来負担（公営企業、一部事務組合等への負担も含む）の標準財政規模に対する比率

資金不足比率（しきんふそくひりつ）

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合

標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

町が標準的な状態の時に、通常収入されるだろう経常的な一般財源の規模を指す

実質収支（じっしつしゅうし）

歳入から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度に繰り越す事業の財源を差し引いた額

事業の規模（じぎょうのきぼ）

企業会計の営業収益から受託工事収益を差し引いた額

資金不足額（しきんふそくがく）

公営企業会計の一般会計等の実質赤字に相当する額で、公営企業会計ごとに算定したもの

公債費（こうさいひ）

町が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計